○関東地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南房総市富浦町豊岡字久保九五八番一から同市富浦町豊岡字坂本八六八番一まで	前	六・〇〇～一七・三八メートル　〇・四三六キロメートル
	後	八・九九～五七・三三メートル　〇・四三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年二月三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	浄化槽の名称	認定番号
東京都港区芝浦三丁目６番18号　㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場	ネオ浄化そう　ＭＣＦ－５型	3－11－Ｈ－001
	愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2　大栄産業㈱　南知多工場	〃　ＭＣＦ－７Ⅱ型	－1
	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場	〃　ＭＣＦ－10型	－2
	北海道歌志内市字文珠159－９　大栄産業㈱　北海道工場		
	宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱		
	宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所		
	栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業		
	岐阜県安八郡安八町南條1294番地１　坂化学工業㈱		
	大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業㈱		
	鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918－１　南九州ニッコー㈱		
	沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱		

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第六十九号岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十六金光船穂倉敷線

三　事業施行期間　自平成十六年七月五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
益田市遠田町二一一八八番１から同市遠田町二一一八六番三まで	前	一一・一五～一四・一八メートル　〇・〇三三〇キロメートル
	後	一一・三一～一四・五〇メートル　〇・〇三三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市遠田町二一一八五番二から同市遠田町二一一八六番三まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
浜田市久代町一三番１から同市久代町九一一番三まで	前	一一・一〇～五三・一一五メートル　〇・四五九キロメートル
	後	一二・一〇～五三・一一五メートル　〇・四五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所